

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私の夫は、平成2年8月末に、事務所を開業するために会社を退職した。

夫は、国民年金の加入手続時に、当時の担当者から「国民年金は国民の義務で、納付は連続していないと将来年金は受給できない。」と言われたことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料は、育児に追われる私に代わり、夫が金融機関で納付してくれた。詳しく調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫についても保険料の未納は無いなど、申立人及びその夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成3年分の給与所得者に係る保険料控除申告書を所持しており、当該申告書には、おおむね夫婦二人分の同年の国民年金保険料額に相当する金額の記載が確認できる上、オンライン記録において、同年4月から同年12月までは納付済みとなっていることから、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料についても納付していたものと推認でき、申立人及びその夫の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間のうち2年9月から同年12月までについても、保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から44年2月まで

国民年金に加入後、A県にあるB社に入社する昭和44年5月まで、C町で母親が婦人会を通じて私の国民年金保険料を納付してくれていた。しかしながら、年金の裁定請求の際、申立期間について未納になっていると言われ不思議に思っていたが、母親も既に他界し、諦めていたところ、今年に入り当時の国民年金手帳が見付かり、申立期間の保険料を納付していた記録があったので、申立てをした。また、その際、43年6月に国民年金の被保険者資格を喪失していることも分かったが、それについても納付できないので、調査の上、手帳に納付記録のある期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の昭和43年度国民年金印紙検認記録及びC町の国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間の国民年金保険料を同町で現年度納付していたことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日がB社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和44年5月16日ではなく43年6月3日となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間とされているところ、申立人は、申立期間において、住所の変更も無く、無職であったとしていることから、本来、国民年金の強制被保険者であるべき期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私は、大学卒業後の昭和48年4月から家業に従事し、その頃、父が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、父が自身及び母の国民年金保険料と一緒に、私の保険料もA婦人会の集金人に納付してくれていた。両親の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納のはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金人に、毎月、申立人の両親の国民年金保険料と一緒に、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入日から同年5月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される。

また、申立期間当時、国民年金保険料の現年度納付を記録していたB市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人に係る当該一覧表は、申立期間の昭和48年度から51年度までは作成されておらず、申立期間直後の52年度の当該一覧表を見ると、異動理由欄には新規に被保険者資格を取得したことを示す「11」の記載が確認でき、申立内容とは符合しない。

さらに、上記の加入手続時点では、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までは既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月から52年3月までは過年度納付が可能であるものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人から遡って保険料を納付したとする主張も無い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で申立

人の氏名を検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年3月まで

私は、昭和60年10月に婚姻し、その頃に、義母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

年金記録を確認すると、2年以上の期間が未納とされているので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月に婚姻し、その頃に、申立人の義母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月に払い出されており、当該記号番号前後の被保険者に係る資格取得時期及び保険料納付状況から、同年2月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付することができない期間に該当する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の義母及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

私は、20歳になった平成12年*月に国民年金の加入手続きを行い、当初は保険料を納付していなかったが、A大学の夜間学生であったため、13年4月頃、学生納付特例の制度を利用しようと思い、管轄のB市役所へ申請手続きに行った際、「あなたは夜間学生なので、免除申請が可能です。」と助言を受け、免除申請手続きを行った。後日、免除承認の通知が郵送されてきた覚えもあるが、年金記録では「全額免除」ではなく「学生納付特例」の記録とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は夜間学生であったので、B市役所で、学生納付特例ではなく免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間は、学生納付特例として平成13年7月31日付けで承認されていることが確認できることから、承認後において、申立人に対して学生納付特例に係る承認通知が送付されていたものと推認される。

また、日本年金機構C事務センターにおいて、申立人の申立期間に係る平成13年度の学生納付特例申請書が保管されており、当該申請書は、平成13年5月31日にB市役所で受け付けされ、同年7月31日にD社会保険事務所(当時)に進達されていることが確認できるものの、同事務センターによると、当該申請書の前後には、申立人に係る免除申請書は見当たらないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されてい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間当時は夜間の学生であったと供述している上、上記、平成13年度の学生納付特例申請書には、申立人に係る学生証の写しが添付されており、当該学生証には「A大学E学部夜間主コース」と記載されていることが確認できるところ、申立期間当時、制度上、夜間の学生は学生納付特例の対象から除外されていたことから、社会保険事務所（当時）における運用上の過誤が認められるが、年金記録確認第三者委員会は、当時免除申請の上、承認されていたか否かを踏まえ年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の免除申請手続の運用の可否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成7年12月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は大学生で、国民年金保険料は、アルバイトの給料から払える分をまとめて納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、アルバイトの給料から払える分をまとめて納付していたと主張しており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年1月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間直後の平成7年度及び8年度の国民年金保険料を平成8年2月及び同年4月にそれぞれ一括して現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、上記払出しの時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するためには過年度納付によることとなるが、申立人から申立期間に係る保険料の納付額及び納付の時期について具体的な供述は無く、申立人は、申立期間に係る過年度納付書を受け取った記憶も明確ではない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 40 年 11 月までの期間、47 年 8 月から 50 年 2 月までの期間及び 52 年 10 月から 53 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 40 年 11 月まで
② 昭和 47 年 8 月から 50 年 2 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 11 月まで

私は、申立期間①、②及び③当時、会社を退職した翌日に国民健康保険と国民年金の加入手続を役所の窓口で行い、毎月 1 万 2,000 円の国民年金保険料を納付していた。

国民年金手帳は、申立期間①、②及び③の直後に勤務した会社で厚生年金保険の加入手続を行う際に提出し、その時に処分してもらったため手元には無いが、申立期間①、②及び③が未加入とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③当時、会社を退職した翌日に国民健康保険と国民年金の加入手続を役所の窓口で行い、毎月 1 万 2,000 円の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 7 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人に係る平成 6 年度の A 市の国民年金収滞納一覧表によると、新たに国民年金に加入したことを示す異動理由「11」の記載が確認できることから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合せず、申立期間当初の昭和 39 年 9 月の国民年金保険料額は 1 か月 100 円、申立期間最終の 53 年 11 月の保険料額は 2,730 円であり主張する納付額とも相違する。

また、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を検索するも、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から60年3月まで

昭和60年4月頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を遡って納付してくれた。当時、一緒に暮らしていた母親が、私から生活費として渡された月3万円の中から保険料を納付していたと母親から聞いていたにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和60年4月頃、申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を遡及して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、60年4月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続き時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

なお、A市の国民年金収滞納一覧表によると、昭和61年4月30日に、60年4月から61年3月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認できる。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。